

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

第3準備書面

2024年9月12日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら代理人弁護士 山本志都



本準備書面で、原告らは、「部落探訪」（「人権探訪」「曲輪クエスト」を含む）の記事（写真を含む）中における、原告らを含む地域住民や人権擁護活動を行う団体の具体的な人格権の侵害について、主張する。

1 前提としてのコンテンツの性質

本件記事は、示現舎のウェブサイトの「部落探訪」（その後「人権探訪」「曲輪クエスト」とタイトルは変わったがコンセプトは変わらない）というカテゴリー内に掲載された記事である。各ウェブページには、「同和」「埼玉」というタグがつけられ、それぞれの地域内の住居や事業所、寺社、墓地などの写真及び住民の姓名、職業などに関する記事が掲載され、その各地域が「被差別部落」あるいは「同和地区」であることを暴露する内容となっている。

そして、「部落探訪」は、どこの道府県のどこの市町村のどこの字（住所表記）の地域が被差別部落であるか、またどのような姓が多いのかということを、文章と当

該地域やそれに関連する写真により、特定し暴露する内容の記事を投稿するという性質のものであり、本件でいえば、埼玉県内の被差別部落を特定し暴露する内容となっている。

被告は、2015年12月からウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。2016年3月時点では4か所、同年11月時点で19か所、2017年9月時点でも40か所にすぎなかつたが、現在ではすでに378箇所を数えている。

2 証拠で提出した甲号証と画像との違い

記事を特定するために、原告らは、インターネット上の記事をプリントアウトするという方法で裁判所に証拠提出している。

しかし、プリントアウトすることによって画質が低下して、解像度が落ち、写真中の文字などが甲号証から読み取りにくくなっているものがある。実際にインターネット上に掲載されている写真をみると、たとえば墓碑に刻まれている文字や、石碑の文字、看板の文字、表札の文字などをより鮮明に読み取ることが可能である。

また、画像においては、インターネット上の写真を画面上で拡大することによって、A4サイズにプリントアウトした場合には読み取ることが難しい文字を読み取ることも可能である。

つまり、甲号証と、現実にインターネット上に流通し第三者に閲覧されている画像との間には相応の違いがあることを前提として、裁判所においては甲号証を取り調べていただく必要がある。

3 原告らの人格権侵害につながる各記事の内容

(1) 甲1

被告は、「まず目についたのが不法投棄である」として、写真②ないし④で空き地に廃棄物が置かれている様子を写し、「耕作放棄地のようなところが産廃だけになるのは、別に部落に限ったことではなく、熊谷ではどこでも普通にあることらしい」とキャプションをつけている。

写真⑤についても田の中にある丘について「産廃の山」として、「熊谷市が行政代執行して撤去しようにも費用がかかるので放置されたまま」「掘ったらヤクザに殺された人の骨が出てくるのではないかと地元では噂されている」と記載されている。「この山があるのは部落外」とされているが、丘は特定されている部落に近接した場所にあり、部落と関係あるものとして表示されている。

熊谷市には不法投棄が多いとしても「やはり最初目に見てもこの辺りには不法投棄されている場所が多い気がする」と写真⑦では「この土地に廃棄物を捨てるな」という看板を写している。

写真⑧ないし⑩では周辺の様子を写して、「この部落では自動車や機械類のスクラップ業者が多い」と記載し、写真⑩には会社名（屋号）がはっきりと読み取れる形で表示されている。

写真⑪ないし⑭は部落内にある集団墓地の中に入って撮影されたものであるが、墓石に記されている姓を特定するために、墓石を写し、あるいは墓誌が読み取れるように写真が撮影されている。「例によって墓地を訪れた。墓石に書かれた名字『吉野』あるいは『?野』ばかりである」との記載は、写真の内容を確認するものとなっている。

写真⑮は「第三集会所」と集会所名が読み取れる形で「同和対策で作られた集会所」を敷地の外から撮影したものであり、写真⑯も同様である。写真⑯は集会所の敷地内に入り、入口付近の様子を撮影している。「集会所の中に住民の名簿が

掲示されているのが見えた」とあるが、これは、入口からガラス越しに中をのぞいて初めて見ることができるものである。また、この住民の名簿を観察して「ほとんどの名字は『吉野』」と、さらに特定の姓名を強調している。

写真⑯及び⑰は部落内にある住民の住居を写したものであり、⑯では塀に設置されたポストにマジックで姓名が書かれているのが読み取れる。また、⑰の写真では、駐車場に駐車中の自動車のナンバープレートの番号が特定できる。

さらに、被告は、「地元の方」「熊谷市の役所の内情に詳しいという案内人」の口を借りる形をとて、以下のごとく同和対策事業を巡る噂話を記載する。「案内人によれば、埼玉ではとにかくエセ同和が酷いという。市街化調整区域で開発許可を出させるために、『農村だから自由に家を建てられないのは差別だ』と言って役所に押し掛けて連日『人権啓発活動』をする。それで、行政職員を精神病院送りにしたと武勇伝のように語る者もいるという。」「ゴネた者勝ちの状態である。」「さきほどの産廃の不法投棄にしても『俺たちに逆らったらここに埋めるぞ、あるいはここには行政の権力はおよばないんだぞ、という目印でしょう』と語る。」これらの記載も、部落の住民の行動や部落に係る団体の活動について、根拠なく貶める内容である。

なお、個人原告の自宅も、写真①ないし④及び⑮に写っている。

(2) 甲2について

写真①、⑧、⑨及び⑩は「狭山再審闘争勝利現地事務所」の写真である。敷地内に駐車した自動車のナンバーがよく読み取れる。

写真②及び③は白山神社とその由来を書いた看板を撮影している。

また、写真⑦は、「狭山事件で逮捕され、無期懲役判決を受けた石川一雄氏も1994年仮釈放された後は地元のマンションの一室で暮らしている。ペントハウ

スなどではなく、少し築年数のたった、ごく普通のマンションの一室である」という説明が付されており、狭山事件の被告人石川一雄氏の自宅との関係をほのめかすものとなっている。

写真⑫、⑬及び⑭は個人宅の表札を撮影している。これらの写真の説明として、被告は「『石川』という表札の家が何軒かあった。石川という苗字は、この地に多いことが伺えるのだが、どの家も大きく立派な家だ」と、特定の苗字を当該部落に多いものとして掲げる。

写真⑮ないし⑯は「集会所」に関するものであるが、被告は、集会所の中に入り、日程表や、会員募集や活動紹介のチラシが貼られた掲示板、配布・閲覧用のチラシやパンフレットがおかれたラックなどに近付いて、写真を撮影している。

(3) 甲 3について

被告は、ここでは、同和対策審議会が作成した「同和地区精密調査報告書」にリンクを張って、「この資料に掲載された『中原』という地区に訪問したとする。

写真③の空き地の写真に、「ここには最近まで『山崎屋食堂』があり、デカ盛りの店として有名だったが、残念ながら昨年店主の息子が放火して焼けてしまった。」との記載があり、「山崎」姓が多いということに触れた上で、写真④及び⑤などで読み取れる形で表札が撮影されている。被告は、ここで「山崎屋食堂のあった場所の角を曲がって住宅地に入ると、確かに『山崎』という表札の家が多い一角がある。」と記載している。また、写真⑨では山崎の姓が入った造園業者の表示を撮影している。

写真⑩ないし⑪は、同和対策事業で建設された公営住宅群を撮影したものである。被告は、「同和地区にみられるニコイチ群」と表現しているが、ニコイチすなわち「二戸一」（二戸ずつペアで隣り合っている住宅）である。被告は住宅群の中

に入り、写真⑪では、画面上では駐車している2台の自動車のナンバーがはつきりと読み取れる。また⑬は空き家だろうか、隣接する敷地に物が放置されている状態を撮影している。

写真⑮では、集会所を特定して建物の状況を写している。

写真⑯及び⑰では日枝神社及び由来を書いた説明板を、写真⑲は、同神社内に「白山大神」が祀られている状況を撮影している。

また、被告は、上記調査報告書の記載から「昭和初期に『平長』という地区から川島姓が流入したとある」として、「部落には川島建築をはじめ、川島という家がいくつかある」と姓名を特定して表示する。

そして、近隣の、「平長」と音が同じ「平永」という地名の場所を尋ね、白山神社があることを確認し（写真⑩）と白山神社寄付者名が書かれた碑（写真⑪）に川島姓が見られると指摘している（画面上で写真⑪をみると各寄付者の名前が読み取れる）。

（4）甲4について

被告は、写真⑥ないし⑨で白山神社を撮影し、その向い側の集会所についても写真⑩ないし⑬で、その内部の掲示物などをガラス越しに撮影している。

また、被告は部落内にある墓地内を写真⑭及び⑮で撮影している。画面上でみると墓石の一部については姓が読み取れる。文章でも「確かにさきほどの墓地も現地の表札も『宮根』『三吉』が多い。」と特定している。

また、写真⑯では食肉店の外観を店名が分かる形で撮影し、「この肉屋の屋号は『みよし』だ。」とも記載している。

被告は、写真⑯以降では隣接する部落を取り上げている。

写真⑰ないし⑲は、白山神社、由来及びその周辺の状況を撮影している。

写真⑧ないし⑩は、集会所の外観とのぞいてみえる入口の様子を撮影している。集会所に隣接する部落内の墓地の様子も、被告は撮影している(写真⑪及び⑫)。一部の墓石の姓名は画面上で確認できる。文章でも墓地では「『野崎』や『前野』が多く見られる。」と特定している。さらに、被告は「地図で見ると【ママ】これらの名字は分散しており」として、「マッポン！」にリンクを貼っている。「マッポン！」とは被告が関与して開発された、電話帳データを地図上に落とし(「ネットの電話帳」のデータを利用しているのではないかと言われている)、個人の住宅の位置をマッピングした地図が表示されるネット上の「サービス」で、特定の名字の分布、名字と地域とのつながりなどを可視化するツールとして利用されている(なお、「マッポン！」の有料版では、被告が神奈川人権啓発センター名で、動画化し、後に You Tube から削除された「部落探訪」が閲覧できることが、「特典」として挙げられている)。

写真⑯は、道路に面した店舗の裏手に、床面積の小さい1階建ての戸建て住宅が立ち並んでおり、解説はないものの、同和対策事業などで建てられた住宅であるように示されている。

また、写真⑰ないし⑲は、個人宅の玄関入り口付近にフォーカスしている。そして、「はっきり言って、『前野』さんや『野崎』さんの家は豪邸ばかりである。」とも記載している。

(5) 甲5について

写真①ないし⑬はすべて白山神社及びその境内にあるものが写っている。写真⑤は集会所である。写真⑨ないし⑪及び⑫では、石などに寄付者名が刻まれているのが写されているが、画像では岡島や荻原という姓名を読み取ることができ、文章でも「狛犬には岡島、荻原という名字の氏子の名前が刻まれている。」と記載

されている。

また、写真⑭及び⑮は墓地の写真だが、画像では墓石の姓を読み取ることができ、文章でも「墓地も岡島、荻原が多い」と記されている。

写真⑯ないし⑯は個人宅を撮影しており、写真⑰は姓名が読み取れる。文章では「ただ、気になったのはそのような古くからの住民の家が全般的に大きくて立派なことだ。聞いてみると、荻原本家は昔からの商家で、ここにはその分家が多いのだそうだ。」と記載されている。

写真⑲は人が居住していないと思われる建物、写真⑳及び㉑は床面積が狭い1階建て1戸建ての集合住宅を撮影している。

(6) 甲 6について

写真①は「穢多人別帳」という手書き文書の表紙を写している。被告は、「示現舎では、『穢多人別帳』という直球なタイトルの文書を入手した。『明治3年』『山河村』との記載がある。文字通り内容は当時の穢多の名前が記載されており、『真言宗菩提』とあることから、山河村とは同時が現存している現在の埼玉県深谷市山河であることが分かる。」と説明している。

写真③ないし⑦は同書面の内容であり、その内容は文書にもおこされ、貼られたリンク先からダウンロードすることも可能である。

写真⑧ないし⑯は長養寺やその境内・周辺（墓も含む）にあるものを写している。画像上では墓地の墓石の姓名は読み取れる。文章では「寺の前の大きな墓地は、かなり昔からあるはずだが、墓石は新しくなっているものが多かった。神岡、三ツ橋、長谷川といった名字が多く、墓地の中で混在している。」と記載されている。

寺から少し離れたところに伊奈利神社があり、境内やその周辺の状況が撮影さ

れている（写真⑯ないし⑰）。写真⑯ないし⑰には、寄付などをした者の名前が記載されており、画像上では氏名を読み取ることができる。

さらに少し離れた場所には昌楽寺があり（写真⑮）、寄付者の名前が碑に刻まれている（写真⑯）。

被告は、「マッポン！」を使って特定の名字を検索し、あるいは特定の地域の名字の分布状況を確認しながら、歩いているらしく、「住宅地図で『神岡』という名字が集中している辺りを歩いてみた。」と記載している。また、「埼玉工業大学の近くには長谷川という表札の家が多い。」とも書くなど、地域に多い名字の特定にこだわりを見せてている。

（7）甲7について

写真①及び②、⑩は経年劣化によっていたんだ建物の状況を撮影している。「古い家と廃墟が一部にあったが、それ以外はむしろ大きな家が多い。」と記載しているにもかかわらず、あえて、被告は、その古い家を冒頭に持ち出して印象操作をしている。

地図上の「石碑」の記号がある場所にあった墓地の状況とその中に建立されたいた石碑を撮影したのが、写真⑧ないし⑯である。「墓は全て『長谷川』姓である。」碑は、深谷市のホームページで「部落融和活動家」と紹介されている長谷川盛枝を顕彰するものであり、地元の功労者の名前も刻まれている。「功労者が必ずしも部落民だったわけではないが、長谷川が多く、北本という名字も特徴的である。」と記載されている。

（8）甲8について

ここで被告は被差別部落を特定した方法を以下のように説明している。「戦前

の記録によれば、現在の深谷市本郷に14戸の部落がある。現在の地図を見ると、そこには市の集会所があり、住宅地図では北本という名字の家がいくつか見られる。針ヶ谷の石碑に北本という名字がいくつかあったことから、筆者はここが部落であると推定した。つまり、①『全国部落調査』に記載されていることを手がかりにして、②集会所（同和対策事業で作られた施設）、③住宅地図を参考にした住民の姓の傾向から、推測するのだという。後述するが、被告はこのように、全国部落調査に掲載されていることを前提としつつ、いくつかの徵表を組み合わせて部落の特定を行っている。

写真③ないし⑥が集会所に関する写真である。

また、写真①、②、⑪及び⑫は、同和対策事業に関する看板である。だいぶ剥げ落ちているし、古い情報ではあるが、会社名や電話番号も画像上で確認することができる。

(9) 甲9について

被告は、この地域の歴史と現状について書かれた、埼玉県部落解放研究会が出版した「埼玉県東部の被差別部落のこと」（写真③）を契機にして探訪を開始している。「本には『M姓』が長吏の子孫である旨が書かれているが、現地に行くとそれが宮内姓であろうことが分かる。」として、この地域に多い姓を特定している。

写真⑪は集会所を撮影している。その近くの、庚申塔、石祠なども撮影している（写真⑬、⑭及び⑮）。

近くにある工場の様子も撮影し（写真⑯）、会社名の一部が撮影されている、「このスクラップ工場の経営者も宮地姓。」と特定している。

写真⑰ないし⑲は、部落が檀徒となっていた大徳寺の境内（墓を含む）を撮影したものである。

(10) 甲10について

写真①は廃墟の写真が使われている。

写真②には、今も営業している地域内の会社の名前がはっきりと写っている。

また、被告は、1980年に出版された『こんな差別が』という書籍（写真③）をについて、「児玉町の部落出身で、20年部落解放運動をしている著者が、地元での差別の実態を告発するという本である。眞面目に感想を書くと、事実誤認と被害妄想に満ちた内容で、こんな人が部落解放運動に関わっている人を洗脳して、余計にこじれていったのだなということが分かる内容である。」と非難している。

写真⑦ないし⑩は白山神社などが撮影されているが、被告はガラス越しに社殿内部まで写している。

被告は、『こんな差別が』はその中で名字による差別を告発するのだが、地元の部落に多い名字として具体的に田島、神部、永尾、岩上が挙げられている。それらのうち、白山神社の氏子に多いのが田島である。」と述べ、上述した、自分が関わって開発した「マッポン！」を持ち出し、「とすると、ここで活用すべきはネットの住宅地図「マッポン！」である。『こんな差別が』で挙げられている名字と探訪時に気になった名字の分布を検証してみた。これは見事に地域と名字の関係性が現れている。」と記載し、「しかし、名字の分布を見ると下町だけでなく大久保、山王、生野、宮本という小字も部落の範囲内であり、むしろそれらがメインであるように見える。」と名字の分布から部落の範囲を特定しようとする。

写真⑪ないし⑬は現在自治会館として使われている元集会所の写真である。ガラス越しに内部の写真も撮影している。

さらに、水害から村を守った人を顕彰する碑（写真⑭ないし⑯）の設立者の姓

も「圧倒的に田島が多い」と記載している。

写真⑤及び⑥は現在自治会館として使われている元集会所の写真である。

写真⑦ないし⑮は地域の業者の様子の写真である。屋号や会社名が写真にも写っており、説明でも特定している。「屋号は地元に多い苗字だ。」ここでは古くて現在使われていない建物や色あせた設備などをあえて撮影している。

また写真⑯は近傍の住宅の表札を撮影し、「ここにも神部という名字が多いが。」などと記載している。写真⑰では「宮部造園」という看板を撮影し、「宮部も多い。私がここに本籍地を移せば、より部落民らしくなるのではないだろうか？自分と同じ名字が多い部落を探して、そこに移住または転籍するという手法はかなり使える気がする。」と、被告が『全国部落調査事件』のときにも行った「部落民の僭称」のやり口を披露している。

(11) 甲11について

甲10に引き続き、大きな部落の探訪に係る記事である。

写真⑨ないし⑪は、自治会館及び市営住宅を撮影している。

さらに、被告は、「マッポン！」で名字の分布を確認しながら地域内を歩き回り、生野交差点付近では、「こんな差別が」で挙げられている『永尾』という名字があるが、それは山王に多く分布しており、この当たりで分布が途切れている。「交差点から北の方に『こんな差別が』で挙げられている『岩上』が集中している。そこは吉田林であり、さすがにそこは下町ではないだろう。そんなことを調べているとあることに気づいた。生野には『こんな差別が』の著者と同じ小林、そして白山神社の氏子にあった宮部、笠原の名字が分布している。」

そして、同和対策事業で作られたのではないかという、「下町児童公園」と元集会所があった空き地が写真⑫ないし⑭である。

諏訪神社も、内部をのぞいて、氏子の名字を確認し、「生野に多い宮部、小林だけでなく、田島もかなり多い。」とコメントしている（写真⑯及び⑰）。

被告は、町中に残された古い家や庭について、「廃墟」「違和感のある茂み」「異様な空間」「特異な空気感」などと表現し、写真に撮り（写真⑮ないし⑯）、ことさらに異様さを強調している。

また、写真⑭及び⑮は、隣保館跡地や元隣保館に併設されていた学童クラブを撮影している。

（12）甲12について

甲10の地域に隣接している地区であるが、被告は、「岩上」という姓が多いと指摘し、写真⑬の動画へ誘導する表紙にもこの名前が刻まれている石碑の写真を使っている。

写真⑮ないし⑯は、日枝神社の境内などを撮影したものであり、そこでも建設委員の氏名などが読み取れる形で掲載されている。

また、埼玉県教職員組合が使用する教育会館も写真⑰、⑱及び⑲に納められている。

周辺の古い住宅の写真が⑳、㉑、㉒ないし㉓である。

写真㉔ないし㉕は部落内の墓地の写真である。ここで、被告は、地蔵の寄付者の氏名が刻まれた石碑に岩上姓が多いとして、「六地蔵建設の寄附者も圧倒的に岩上姓なので、ここが部落の墓地で間違いないだろう。」と記載している。

（13）甲13について

被告は、「早稲田大学本庄高等学院の近くに部落があるようなので、特定してほしいとのリクエストがあった。そこも旧児玉町で、周囲に多くの部落があるので

が、その中でも学院に最も近い…部落の特定を試みた。」と、戦前のリスト、すなわち全国部落調査に基づいた部落の特定が探訪の目的であることを自白している。

そして被告は、早稲田大学の所有・管理する土地と高速道路の周辺を歩き（写真③ないし⑩）、近傍の八幡神社に訪れる（写真⑦ないし⑪）。自治会館の建設記念碑（写真⑬）は、自治会のメンバーの氏名が特定されている。被告は、「自治会、氏子の名字をチェックするのは曲輪クエストの基本である。気になったのは、氏子の中にあった『磐上』という名字だ。おそらく『いわがみ』と読むのだろう。」と特定の姓名を名指しする。

部落内の小さな墓地（写真⑦ないし⑪）の写真是、画像上で姓を判別できる。そして、文章でも「背景にラブホテルが見えるこの墓地には磐上と紳しかない。」と言いかつっている。

（14）甲14について

写真①、②、④ないし⑨は、白山神社及びその周辺の写真である。

また、部落内の墓地の写真が⑯ないし⑭であり、被告は、説明書きに「やはり、長沢、永澤、東島が多い。他に多いのは大沢、大澤」と姓の特定を行っている。

（15）甲15について

写真①ないし④は、白山神社及びその周辺を撮影したものである。

写真⑤ないし⑧は、周辺の住宅の様子を撮影したもののだが、被告は、「いかにも古くからの富農の家が多く、表札は『小林』が多い」と記載している。

写真⑨ないし⑫は、公会堂とその敷地内にある八雲神社である。

被告は、近くの共同墓地から離れたところに部落の墓地らしきものがあったとして（写真⑬ないし⑮）、「墓石の名字と表札の名字の傾向が一致するので、これ

が部落の墓地であることは間違いない」と記載し、寄付者の名前を特定できるよう写真を撮影している(写真②)。

(16) 甲16について

写真④ないし⑥は集会所を撮影したものと、施設に関する市の資料である。

写真⑦ないし⑨は、集会所の敷地内にある神明神社を撮影したものである。写真⑧は、祠の中を撮ったものであり、文章で「鳥居に刻まれた氏子の名字は『若狭』『若野』が多い」と特定されている。

墓地の写真は⑪と⑫であるが、「墓地を訪れると、やはり若狭が多い。大部分は真言宗で、他の宗派が少しだけ混じっている」と記載されている。

周辺の店舗の屋号「若野屋」(写真⑯)や、廃業した店舗の屋号の表示「若狭屋」(写真⑰)も掲載されている。

(17) 甲17について

この部落に関しては、写真①及び②で白山神社が撮影されている。

(18) 甲18について

被告は、戦前に水平運動にかかわった2人の出身者を手がかりにして、「部落の正確な場所を特定してみた」という。

「人名が出てくるので、非常に強力なツール『マッポン!』を使って、出身者の姓の分布を調べる」として、写真③及び④は、「マッポン!」の検索結果が表示されている。被告は、「特に集中している箇所は見当たらないが、国道16号が折れ曲がっている辺りに川島が2軒あり、森田も近くにある。該当箇所は、その道の形や家の並びの特徴から、旧街道沿いの旧宿場町の端っこにあることが推定さ

れ、確かに穢多村があったとしてもおかしくない立地である。／そして、グーグルマップによれば『雪駄草履通販御売りにしかつ』という、いかにも歴史のありそうな履物問屋がある。「にしかつ」は名字であり「西勝」。その分布を検証してみる。」「履物商である『西勝』と、文献に出てくる『川島』『森田』が見事に一箇所に集中している。これはもう間違いないであろう。」被告はこのように「マッポン！」を使って部落の範囲を決めつけ、特定に成功したとして誇っている。

そして、共同墓地から少し離れた別の墓地に「川島」「西勝」の姓を見付け、「時宗だろうか」と記載している。

写真①② (⑩) では、はきもの問屋の屋号が特定されて表示されている。
その他、入間宮寺教会について、写真②ないし⑩で触れられている。

(19) 甲19について

写真⑧ないし⑪は、部落内の共同墓地を撮影したものである。清水、中森という墓石が多いという記載がある。

また、地域の集会所（写真⑦）には住民の名前が彫られた石碑があるが、「中森も多いがむしろ清水姓が多い」と記載されている。

集会所の近くにかつて存在していた白山神社は、明治40年に館氷川神社に合祀されてなくなった。久保白衣観音堂及びその境内にある物については、写真⑩ないし⑪で撮影されている。写真⑩ないし⑪には由来や世話人の記載があり、画像上でも確認できる。被告は、文章で「清水、中森、谷田、小林といった名字が見える。」とも特定している。

(20) 甲20について

写真⑥ないし⑧が住宅地の中にある共同墓地を撮影したものである。被告は「墓

から推定される主な名字は坂口、木幡、桜木、平井など。」「1つだけある矢野という墓石も気になった。矢野と言えば、浅草の弾左衛門の名字である。」と記載している。

また、写真⑨及び⑩は、「現在の航空写真と1950年頃の航空写真に名字の分布を重ねたもの」であり、上述したような姓が地域のどこに分布しているのかを示している。

写真⑪、⑫ないし⑬は住宅地の中を撮影している。

住宅の中にある祠を撮影したものが写真⑭ないし⑯であり、祠の中まで写真に撮り、掲載している。

4 小括

(1) 侵害された人格

前項では、具体的な当該記事にどのような記載があったのかということを説明したが、被告が、「部落探訪」（「人権探訪」「曲輪クエスト」を含む）というカテゴリーに、被告が当該部落の記事を掲載すること自体が、その掲載された地域を被差別部落として特定することになり、原告らの人格権「差別されない権利」「業務遂行権」を侵害する。

また、上述したように、特定の部落に特定の姓名の人が多いというような情報を流出させることは特定個人が被差別部落の出身であるということを明らかにすることに直結する。また、放置車両や産業廃棄物、廃屋や老朽化した家屋などをことさらに取り上げることは被差別部落は汚い・怖い・環境が悪いというマイナスの感情を、見る者に惹起させることになる。自分のルーツについて、そのような情報の流布が行われることは直接的に「差別されない権利」を侵害するものとなる。

また、本件ウェブページ等は、個人原告らを含む地域住民（部落民）の合意を得ることなく、それらの者の住宅及びその周辺を撮影して、その地域を「被差別部落である」と特定して晒しているものであり、それらの者のプライバシーを侵害している。

本件においては、原告個人名や原告個人宅を特定して記載されているわけではない。しかしながら、それらの者が被差別部落と関連がある「被差別部落民」であることが判明する（いわゆる「石に泳ぐ魚」事件・最高裁平成14年9月24日第三小法廷判決参照）。現在もなお社会内に残存する不当な部落差別を前提とした場合、被差別部落民としてインターネット上に表示されることは公開を欲しい情報と言え、本件各記事が、個人原告のプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

部落差別は、差別を受ける者が「被差別部落」ないし「同和地区」という特定の地理的な範囲を有する場所に居住している、あるいは、その出身であるなどの系譜的な関係があることを理由とする差別である。そのため、個人の住所を既に知っている者はもちろんのこと、住所を正確には知らないがどの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、本件ウェブページ等の記事を見れば特定の個人が被差別部落民としてインターネット上に表示されていることが判明する。よって、本件ウェブページ等は、たとえ個人名や個人宅を明示的に記載していないものであったとしても、被差別部落に暮らす特定の個人のプライバシー権を侵害することに違いはない。

（2）被告の企図

原告埼玉県連の委員長ら役員及び原告ら代理人は、埼玉県内で「部落探訪」に

掲載された全ての地域について、写真の撮影場所などを特定し、被告が「探訪」あるいは「クエスト」と称して歩き回ったコースを歩くなどして、被告が行った部落内の周回を追体験した。

被告は、上述したとおり、自ら、この「探訪」あるいは「クエスト」が被差別部落の場所を特定するために行っているものであることを認めている。

追体験をして再確認したことだが、被告は、「全国部落調査」を基礎資料として、①白山神社など神社の位置、②部落解放同盟や研究者がこれまでに調査・研究した成果、③集会所・隣保館など同和対策事業に関連して設置された施設、④墓地の墓石や碑などに残されている地域住民の姓、⑤自治会などの会員の姓、⑥住宅地図や「マッポン！」のデータによる特定の姓の分布などを総合して、特定の部落の範囲の特定を行おうとしている。

被告の手法は学問的裏づけや再検証の保障を欠いたもので、到底正確な特定が行われているものとはいえないものだが、少なくとも、被告が被差別部落を特定した、当該部落に多い姓を特定したとして、それを公にさらすことは、被差別部落やその住民に対する差別意識をあり、さらなる差別を生み出すものであって、決して許されるものではない。

(3) 今後の進行

今般、原告らは本件提訴後に被告が「曲輪クエスト」に掲載した8本の記事について、請求を拡大し、それら記事の差止めもあわせて求めるための請求の趣旨の拡張を申し立てた。

追って、それら8本の記事についても、人格権の侵害に結びつく具体的な内容について補足して主張したい。

以上